

農地の埋立て等の農地法上の取扱いについて

内容	農地の埋立て等	
農地法上の取扱い	農地改良とは、農業上の利用の改善を目的として農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土又は掘削等の行為をいいます。残土処分場のように土砂等の処分のみを目的とした農地への土砂搬入は、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する「農地を農地以外のもの」にする行為であり、農地改良には該当しない。	
許可等	農地改良協議	転用許可（一時転用）
要件	・ 1,000㎡以下 ・ 3か月以内 ・ 工事残土ではない	左記以外のもの
期間	3か月以内	1 年以内
提出書類	・ 農地改良協議書 ・ 土地全部事項証明書 ・ 案内図 ・ 公図（隣接する土地の地番・地目を記入） ・ 平面図及び縦横断図（周辺を含む現況地盤高、計画地盤高、覆土の厚さ等を明示） ・ 求積図（土地の一部を使う場合） ・ 事業計画書（様式第 1 号） ・ 作付計画書（様式第 2 号） ・ 隣接地権者及び自治会長の同意書	4 条及び 5 条添付書類に以下の書類を添付 ・ 農地の埋立て等に関する計画書 ・ 事業計画書（様式第 1 号） ・ 作付計画書（様式第 2 号） ・ 残土証明書（様式第 4 号） ・ 平面図及び縦横断図（周辺を含む現況地盤高、計画地盤高、覆土の厚さ等を明示） ・ 隣接地権者及び自治会長の同意書
農地復元等	・ 表土の耕作土は60センチメートル以上確保すること。 ・ 完了後の仕上がり面については、周辺の農地と著しい段差が生じないこと。（水田は隣接道路面まで、畑は隣接道路面から30センチメートルまで。） ・ 掘削の深さは、100センチメートル以内であること。	
関連許認可・届	・ 小規模特定事業許可申請書（土砂条例）等	